

雇用就農資金

雇用就農者育成・独立支援タイプ



全国農業会議所は、50歳未満の就農希望者を新たに雇用し、雇用就農又は独立就農に必要な農畜産物の生産・飼養技術等を習得させるための実践研修を実施する個人農家、農業法人に対して資金を交付する「雇用就農資金」雇用就農者育成・独立支援タイプの第2回募集を下記の募集期間内で実施します。

応募希望の場合は、チラシ右下の応募申請意向を記入し、(一社)熊本県農業会議にお問い合わせください。その上で、「雇用就農資金」ホームページより、応募申請手続きを進めてください。

【雇用就農資金の3つの募集タイプ】

雇用就農資金では、上記タイプ以外に、下記2つのタイプがあります。詳細は、(一社)熊本県農業会議にお問い合わせください。

- ② 新法人設立支援タイプ（独立就農と同時に法人設立を志向する従業員を雇用し、就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付）
- ③ 次世代経営者育成タイプ（農業法人等の次世代経営者や管理職を育成するために実施する外部派遣研修を実施する場合に資金を交付）

助成内容

支援タイプ	助成期間	助成額
雇用就農者育成 独立支援タイプ	4年間	月額5万円、年間60万円、4年間240万円

- ※1) 各支援タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、年間15万円が助成加算。
- ※2) 雇用就農者育成・独立支援タイプは、1経営体当たりの新規採択人数が年間5人まで。3人目以降の助成額は、年間20万円となります

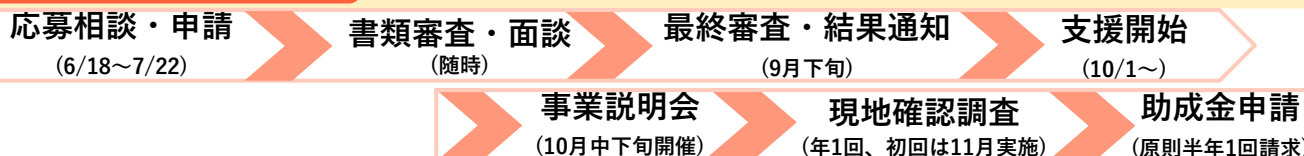
第1回募集は、全国で365経営体、従業員425名。熊本は全国で3番目に多い17経営体、19名の応募がありました。第2回募集も数多くの応募申請をお待ちしています。

募集期間等

募集回	募集期間	支援対象従業員の採用・就業開始日	支援期間
第2回	2026年 6月18日～7月22日	2025年10月1日～2026年 6月1日	2026年10月1日～2030年9月30日
第3回(予定)	2026年10月22日～11月25日	2026年 2月1日～2026年10月1日	2027年 2月1日～2031年1月31日

※1) 支援対象従業員の採用・就業開始日は、期間の定めのない正社員としての雇用・就業開始日が、これらの期間内にある事が条件です。

応募～採択後の流れ



- ※1) 支援開始以降は、応募書類の「雇用契約内容」に基づく就業、「研修計画」に基づく仕事を通じた農業技術研修が必要です。
- ※2) 事業説明会は、研修指導者等向け及び支援対象従業員向けに別日程で1日5時間程度の研修となります。採択を受けた経営体は参加必須。
- ※3) 現地確認調査は、採択を受けた全ての経営体を現地巡回し、雇用及び研修の状況等を書類と聞き取り等により、確認するものです。
- ※4) 助成金申請は、申請期間毎に就業・研修実績をA4用紙1枚に整理し、出勤簿や賃金台帳と併せて提出。書類不備等確認し、振込となります。

応募申請意向 FAX : 096-385-1468
E-mail : 43koyousyuunou@nca.or.jp

優良事例

熊本県における農の雇用事業・雇用就農資金の労務・人材育成等の取組優良事例紹介

- ① (株)吉次園(熊本市北区、果樹・観光農園)
- ② (農事)熊本すぎかみ農場(熊本市南区、米・麦・大豆・玉葱)
- ③ (株)果実堂(益城町、ベリーリーフ)
- ④ (株)みっちゃん工房(益城町、ベリーリーフ)



アクセス頂くと、最下段に4つの情報を閲覧できます。

【経営体名】

【担当者氏名】

【日中、連絡の取れる電話番号】

※担当者には、事業要件適合性確認の連絡をさせて頂く場合があります。

【申請予定人数】 人

【現地訪問相談希望】 希望する ・ 希望しない

※事務所等を訪問し、応募相談対応や書類作成サポート可能です。



農業法人等の要件

雇用就農資金の事業採択には、下記の要件を全て満たす必要があります。（詳細は募集要領を確認ください）

- ① 概ね年間通じて農業を営む事業体（農業法人、個人農業者、農業支援サービス事業者等）等であること。また、地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけが見込まれる者。
- ② 応募時の研修計画に基づき、仕事の中で十分な農業技術や知識等の指導を行うことのできる農業経験5年以上の研修指導者（経営者又は従業員）を確保できること。
- ③ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること。（独立就農志向者を雇用する場合は、期間の定めのある契約雇用社員でも可）
- ④ 働きやすい職場環境整備に係る項目の2つ以上に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- ⑥ 週所定労働時間が年間平均35時間以上であること。（育児、介護を理由に短時間勤務の契約は要相談）
- ⑦ 過去5年間に本事業、農の雇用事業の対象となった支援対象従業員が2名以上おり、その関係で助成金を受給し、その後、その従業員が離農した場合、農業への定着率が2分の1以上であること。



新規雇用就農者の要件

- ① 支援終了後も就農継続又は独立就農する強い意欲を有する就農時年齢50歳未満の者。
- ② 各募集開始の支援開始時点で、正社員採用・就業開始してから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- ③ 過去の農業就業期間（自社のパート等期間+自社以外の農業就業期間）が5年以内であること。
- ④ 原則農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
（3親等以内でも代表者と同居しておらず、親族以外の労働条件が同等の方がいる場合は応募申請可）
- ⑤ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資事業準備型で同様の研修を受けていないこと。
（道府県立農業大学校やそれに準じる全国型認定研修機関での研修は除く）



Q & A

Q① 誰が当事業の資金補助を受けることができますか？

A① 事業申請者である雇用主です。従業員は労使間で交わした雇用契約に基づき、給与支給されます。

Q② 農の雇用事業を活用した事がありますが、採択後の助成金申請事務は煩雑ですか？

A② 農の雇用事業の様な煩雑さはありません。助成金申請に必要な書類は、①請求金額や振込口座等を記載した書類1枚、②助成金申請期間における各月の就業時間と研修内容及び所感等を記載した書類1枚、その他各月の出勤簿と賃金台帳のみです。よって、事務負担は大幅に軽減されています。

Q③ 支援対象従業員が退職した場合、受け取った助成金は返還対象となりますか？

A③ 返還にはなりません。退職後に農業関係に従事しなければ、定着率のポイントが下がり、次回以降の応募申請に影響します。

Q④ 外国人を雇用した場合は対象になりますか？

A④ 日本に永住権の在留資格がある外国人は対象。外国人技能実習生や特定技能外国人は対象外です。

Q⑤ 支援対象従業員が独立就農する場合に経営開始資金や経営発展支援事業を受ける事は可能ですか？

A⑤ それぞれの要件に適合すれば、原則、支援を受ける事は可能。



事業に関する問合せ先

(一社)熊本県農業会議 岩崎・樫木・大村

※〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 TEL : 096-384-3333、FAX : 096-385-1468、E-mail : 43koyousyuunou@nca.or.jp

応募申請方法

雇用就農資金 応募

検索

ひのくにねっと

検索

※「雇用就農資金」に係る募集要領や応募申請様式、オンライン申請フォームは、募集期間内で上記で公開します。